

UTokyo Global Advisory Board 内規

平成28年10月27日

総長 裁定

平成30年3月29日一部改正

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項に規定する委員会として総長室に設置される UTokyo Global Advisory Board（以下「アドバイザリーボード」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 アドバイザリーボードは、総長の諮問に応じて、東京大学の掲げる目標及び当該目標を達成するための戦略等について、国際的かつ多角的な視点から意見の答申を行う。

(組織)

第3条 アドバイザリーボードは、学外の有識者のうちから総長が委嘱する委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 アドバイザリーボードは、特定の諮問事項に関して答申を行うため、原則として年1回会議を開催する。

2 会議は、総長がこれを招集する。

3 会議は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 アドバイザリーボードの庶務は、関係部署の協力を得て、本部国際戦略課において処理する。

附 則

この裁定は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。